

## 国出先機関廃止 P T の事業仕分けの特徴

### 国の事務を極限する厳格な仕分け

- 国に事務は「国家としての存立に関わる事務」、「国家的なプロジェクト」等、性質上当然国に属するものに限定する。
- 「広域性」、「専門性」、「事業規模」、「全国統一性」等は国が事務を実施すべき理由としない。

### 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言

- 中央省庁が挙げる移管拒否理由(広域性、専門性等)にしっかり反論する。
- 広域的な受け皿が必要な事務・事業は広域連合等の活用も含め具体的な地方間連携策を提案する。

### 地方の覚悟を示す実現可能な提案

- 出先機関廃止に向けて地方の意思を統一する。
- 両論併記型、検討先送り型の提案は行わない。

### 「地方にできることは地方に」との考え方でA～Cに分類

- A 国に残すべき事務 = 事務の性質上、国が行うべき事務
- B 廃止・民間移管等すべき事務 = 行政が行う必要性が低い事務
- C 地方に移管すべき事務 = A及びB以外の全ての事務

実施体制の提案とセットで  
国に移管を迫る！